

知ってください

高次脳機能障害のこと

☎ 社会福祉課 ☎ 2121

生活全般にわたる支援を切れ目なく受けられるようにする高次脳機能障害者支援法が令和8年4月1日から施行されました。当事者やご家族だけでなく、周囲の方も「自分事」としてとらえてください。

高次脳機能障害とは

交通事故や病気などがきっかけで脳の一部が傷つき、記憶力や注意力の低下などが出る障害です。外見上目立たないことから、「目に見えない障害」と言われることもあります。

こんなことでお困りではありませんか

脳の傷ついた部分によって、現れる症状が違います。

- 記憶障害：直前の出来事も覚えていない、忘れても自覚がない
- 注意障害：集中力が続かない、同時に二つのことを出来ない
- 遂行機能障害：物事の優先順位をつけられない、物事を計画して実行することができない
- 社会的行動障害：些細なことで怒り出す、意欲がない



ほかにも、「疲れやすい」「身近なものの色や形、親しい人の顔が見分けられない」「道に迷いやすい」など、症状は多岐にわたります。

こどもの高次脳機能障害について

事故や病気などで脳に損傷を受けた後に、高次脳機能障害が現れることがあります。（後天性障害）

一方、発達障害の多くは先天性で、生まれつきの脳機能の障害が原因で生じると考えられています。

こどもの場合は、受傷した年齢により症状の現れ方が異なり、発達や周囲の環境により症状が変化していくため、適切な診断や支援、配慮を受けることが大切です。

1人で悩まず、お気軽にご相談ください

高次脳機能障害は、精神障がい者としての支援の対象になります。

まずは、町社会福祉課へご相談ください。

また、埼玉県高次脳機能障害者支援センター（総合リハビリテーションセンター内）では、高次脳機能障害でお困りの方を支援しています。

埼玉県高次脳機能障害者支援センター
相談時間 月～金曜日 9時～17時まで ☎ 781-2236



埼玉県

後期高齢者医療健康長寿歯科健診

☎ 健康長寿歯科健診コールセンター ☎ 0120-982-865

口内の健康は、全身の健康につながります。ぜひ受診してください。

☎ 次のいずれかに該当する後期高齢者医療の被保険者の方

① 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方

② 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方

実施期間 **7月1日(水)～令和9年1月31日(日)**

申込手続きなど詳しくは、6月下旬に対象者へ送付する受診案内をご覧ください。



「守ろう！腎臓」糖尿病性腎症重症化予防事業

☎ 保険医療課 ☎ 2171

町では、国民健康保険の被保険者で、特定健康診査や医療機関の受診状況から糖尿病性腎症の重症化リスクが高い方を対象に、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（保健指導）のご案内」を送付しました。

また、糖尿病の治療が必要な方や治療を中断した方に、医療機関への受診のお知らせを6月に送付します。（電話案内の場合もあります）

案内が届いた方は、プログラムの参加や医療機関への受診をお願いします。

なお、保健指導の参加や受診勧奨は、委託業者の日本システム技術から、通知、電話案内を行います。

後期高齢者医療制度加入の方へ

8月から資格確認書の交付要件が変わります ☎ 保険医療課 ☎ 2175

後期高齢者医療制度に加入されている方には、国の方針により令和8年7月末までの間、マイナ保険証保有の有無に関わらず、全員一律に資格確認書を交付しています。

令和8年8月の資格確認書等の一斉更新から、以下のとおり対応方針が変わります。

マイナ保険証をお持ちの84歳以下の方で、引き続き資格確認書が必要な方は、保険医療課までお申し出ください。

